平成２１年（フ）第１２７号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目１番48―201号
債務者　スタッフこと　福田　泰雄
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２０５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目３番１―302号、前住所兵庫県宝塚市高松町５番３号
債務者　比嘉　和子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２２２号
兵庫県伊丹市南鈴原１丁目94番地
債務者　純こと　安喜　房美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５０１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―1304号
債務者　小林　寿之
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―1304号
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３９号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目15番18号　津川文化１Ｆ東、前住所兵庫県尼崎市長洲本通２丁目２番１―208号
債務者　かつ亭武こと　西本　栄樹
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５号
兵庫県姫路市菅生台26番地　ＡＩＡＩハイツ２―２、従前の住所兵庫県揖保郡太子町広坂341番地７
債務者　長谷川英樹
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５２号
鳥取県鳥取市栄町659番地、旧住所鳥取県鳥取市宮長266番地16
債務者　加藤　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９２号
鳥取県鳥取市古海635番地10
債務者　高橋美智子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９８号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　市住Ｒ８―４号
債務者　橋本　　陸
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２２号
鳥取県米子市皆生５丁目５番10号１―306号
債務者　村川智都世
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５２号
鳥取県米子市西福原４丁目５番47―202号
債務者　秋田　峰夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第７６号
広島県世羅郡世羅町大字本郷656番地２
債務者　千達悠紀子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
広島県三原市和田２丁目19番１号
債務者　中尾　慎一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
広島県三原市和田２丁目19番１号
債務者　中尾扶佐子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
広島県三原市城町１丁目11番１号
債務者　池田　有希
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
山口県熊毛郡上関町大字室津1192番地
債務者　菅原佐代子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第８４号
山口県熊毛郡平生町大字平生町568番地の48
債務者　吉兼　敏和
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
山口地方裁判所岩国支部